

ナビゲーションシステムとは

名称・ジャンル・周辺施設検索の精度について

検索される場所によっては、丁目・番地・号まで正確に検索できないことがあり、検索された場所と実際の場所が離れている場合があります。

マップコードとは

株式会社デンソーが、カーナビゲーションでかんたんに目的地を設定できるようにするために開発した、日本全国のあらゆる場所を最大13桁の数字で表したものです。各種情報機器や各種情報メディアで簡単に位置情報を伝達したり、住所や電話番号で表せない場所を特定することができます。詳しくは、マップコード公式サイトをご参照ください。
<http://www.e-mapcode.com/>

DSRCについて

DSRCを受信するためには、別売のDSRC車載器が必要です。

■ DSRCの受信について

下記のような状況では、受信できない場合や、誤って受信してしまう場合があります。

- 大型車と並走
- 高速高架道路の下(高速高架下の一般道を走行している場合に、高速道路のDSRCを受信してしまう場合があります。)
- 雪などの悪天候
- フロントガラスの汚れ

お知らせ

- 赤外線反射ガラスまたは電波不透過ガラス装着車両では、DSRCの受信ができません。取り付けの際は販売店にご相談ください。

FM多重/光ビーコンについて

光ビーコンを受信するためには、別売の光ビーコン対応DSRC車載器が必要です。

■ FM多重放送の受信について

下記のような場所では受信できない場合があります。

- トンネルの中
- 高架道路の下
- 高層ビルなどの間
- サービスエリア外

お知らせ

- FM多重の場合、一定周期で情報が更新されるので表示するデータが揃うのに時間がかかる場合があります。(約3分)
- 車のエンジンをかけた(またはACCをONにした)あと、しばらくは情報が表示されません。

■ 光ビーコンの受信について

下記のような状況では、受信できない場合や、誤って受信してしまう場合があります。

- 雪などの悪天候
- アンテナ受信部の汚れ
- フロントガラスの汚れ
- アンテナの上に物を置く

お知らせ

- 赤外線反射ガラス装着車両では、光ビーコンの受信ができません。取り付けの際は販売店にご相談ください。

VICSについて

- VICSの車載機の動作、その他に関するもの
- VICSのサービスエリアに関するもの
- その他、上記に類するもの

これらの内容は、お買い上げの販売店またはお近くの「サービスご相談窓口」にお問い合わせください。

VICSの概念、計画、または表示された情報内容に関することは、VICSセンターへお問い合わせください。

(ただし、地図表示型の表示内容は除く)

VICSセンター

受付時間 9:30~17:45
(土曜・日曜・祝日・年末年始休暇を除く)
電話番号 0570-00-8831
● 全国どこからでも市内通話料金でご利用になれます。
● PHS、IP電話等からはご利用できません。
FAX番号 03-3562-1719(24時間受付)

VICS削除リンクに関する告知

VICSによる道路交通情報(渋滞や混雑の矢印など)を地図上に表示するためあらかじめ本機に情報提供用の単位(以下、VICSリンクと称します)を設定しています。道路形状や交通施設の変化にとまぬい、より正確な情報提供をするため、必要に応じ、毎年、VICSリンクの追加・変更が行われます。過去からのVICSリンクの情報を永続的に提供することは容量などの理由で不可能です。追加・変更が行われた場合、該当のVICSリンクについて3年間は情報提供が行われますが、それ以降は、情報提供が打ち切られることになっております。

このため、VICSによる道路交通情報(渋滞や混雑の矢印など)の表示は「本製品」発売後、3年程度で一部の道路において情報が表示されなくなることがあります。

VICS情報有料放送サービス契約約款

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 一般財団法人道路交通情報通信システムセンター(以下「当センター」といいます。)は、放送法(昭和25年法律第132号)第147条の規定に基づき、このVICS情報有料放送サービス契約約款(以下「この約款」といいます。)を定め、これによりVICS情報有料放送サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当センターは、この約款を変更することがあります。この場合には、サービスの提供条件は、変更後のVICS情報有料放送サービス契約約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。
(1) VICSサービス：当センターが自動車を利用中の加入者のために、FM多重放送局から送信する、道路交通情報の有料放送サービス
(2) VICSサービス契約：当センターからVICSサービスの提供を受けるための契約
(3) 加入者：当センターとVICSサービス契約を締結した者
(4) VICSデスクランブラー：FM多重放送局からのスクランブル化(攪乱)された電波を解読し、放送番組の視聴を可能とするための機器

第2章 サービスの種類等

(VICSサービスの種類)

第4条 VICSサービスには、次の種類があります。
(1) 文字表示型サービス：文字により道路交通情報を表示する形態のサービス
(2) 簡易図形表示型サービス：簡易図形により道路交通情報を表示する形態のサービス
(3) 地図重畳型サービス：車載機のもつデジタル道路地図上に情報を重畳表示する形態のサービス

(VICSサービスの提供時間)

第5条 当センターは、原則として一週間に概ね120時間以上のVICSサービスを提供します。